

## ふれあいサロン条例

平成 17 年 6 月 29 日

津山市条例第 106 号

改正 平成 19 年 6 月 28 日条例第 33 号

平成 21 年 3 月 24 日条例第 9 号

平成 25 年 12 月 25 日条例第 43 号

ふれあいサロン条例（平成元年津山市条例第 15 号）の全部を改正する。

## （目的及び設置）

第 1 条 高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図り、市民生活に豊かな感性と活力をもたらすため、ふれあいサロンを設置する。

## （位置）

第 2 条 ふれあいサロンは、津山市南新座 33 番地に置く。

## （施設）

第 3 条 ふれあいサロンに次の各号に掲げる施設を設置する。

- （ 1 ） サロン
- （ 2 ） 講座室
- （ 3 ） 和室
- （ 4 ） 会議室

## （ふれあいサロンの管理）

第 4 条 ふれあいサロンの管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年津山市条例第 100 号。以下「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

## （指定管理者が行う業務）

第 5 条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （ 1 ） ふれあいサロンの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- （ 2 ） ふれあいサロンの維持管理に関する業務
- （ 3 ） ふれあいサロンの利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- （ 4 ） ふれあいサロンの設置目的を発揮するための事業に関する業務

( 5 ) ふれあいサロンの利用者の利便性を向上させるために必要な業務

( 6 ) 前各号に掲げるもののほか、ふれあいサロンの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

( 指定管理者の権限 )

第 6 条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第 7 条から第 1 0 条まで、第 1 2 条、第 1 3 条及び第 1 5 条から第 1 7 条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第 7 条第 1 項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

( 開館時間 )

第 7 条 ふれあいサロンの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

( 休館日 )

第 8 条 ふれあいサロンの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

( 1 ) 火曜日

( 2 ) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 3 日まで

( 利用の許可 )

第 9 条 ふれあいサロンを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、ふれあいサロンの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしない。

( 1 ) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

( 2 ) ふれあいサロンの施設又は設備若しくは器具(以下「施設等」という。)をき損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、ふれあいサロンの管理上支障があると認めるとき。

( 利用料金 )

第 1 0 条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第 1 の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、利用許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第11条 市長は、ふれあいサロンの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にふれあいサロンの利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、ふれあいサロンにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、ふれあいサロンを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第15条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取消すことができる。

(1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(3) 第9条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ふれあいサロンの管理上支障があると認めるとき。

(原状回復義務)

- 第17条 利用者は、ふれあいサロンの利用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第15条第1項の規定により利用許可を取消されたときも、同様とする。
- 2 市長は、利用者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

- 第18条 利用者その他の施設を利用する者は、施設等をき損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(喫茶施設の使用)

- 第19条 ふれあいサロン内で喫茶を經營しようとする者については、市長は、これに要する施設(以下「喫茶施設」という。)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき使用させることができる。
- 2 前項の規定により、喫茶施設の使用許可を受けた者は、月額100,000円の範囲内で別に市長が定めた額に100分の108を乗じて得た額を、毎月10日までにその月分として納付しなければならない。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。
- 3 第9条、第13条、第14条、第15条及び第17条の規定は、喫茶施設の使用について準用する。

(委任)

- 第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年6月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月24日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年12月25日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のふれあいサロン条例第19条第2項及び別表第1の規定は、平成26年4月1日以後に利用又は使用の許可を受けたものに係る利用料金又は使用料の算定について適用し、同日前に利用又は使用の許可を受けたものに係る利用料金又は使用料の算定については、なお従前の例による。

別表第1(第10条・第11条関係)

施設名	金額(1時間につき)
サロン	1,940円
講座室	640円
和室	640円
会議室	640円

備考

- 1 利用時間の1時間未満の端数は、1時間とする。
- 2 冷暖房を利用したときは、5割増とする。
- 3 利用者が入場料を徴収し、又は営利目的、営利宣伝その他これに類する目的で利用する場合の金額は、5割増とする。